

社会教育としての合気道（町道場）の活動について

清水 正 男*

Enhancing Social Education through Aikido: The Role of the Local Dojo in the Community

Masao SHIMIZU

This paper explores Aikido as social education, unique in its focus on coexistence over competition. Unlike other martial arts, Aikido avoids contests and emphasizes personal development, health improvement, and cultural learning. Aikido primarily operates through community dojos, fostering social engagement and lifelong participation among adults, making it a key facet of social education rather than formal schooling. The paper contrasts social and school education, highlighting differences in age range, learning objectives, and operational challenges. Social education, particularly in Aikido, faces issues like securing stable venues and administrative support. The author calls for clearer distinctions between social education activities and profit-driven enterprises, along with improved support systems for recognized social education groups. The study identifies broader societal challenges, including the declining focus on working-age adults in education policies and the need for collaborative solutions between governments, companies, and local organizations. It also examines the overlap between social education and reskilling initiatives, proposing that community-led efforts supported by government resources could better address modern educational needs. The paper emphasizes creating inclusive environments that cater to diverse participants, enhancing both individual and societal growth through dialogue, cooperation, and shared learning experiences.

キーワード：合気道、社会教育、リスキリング、武道、マズローの欲求5段階

Keywords: Aikido, social education, reskilling, martial arts, Maslow's hierarchy of needs

* 立命館大学総合科学技術研究機構教授、滋賀県合気道連盟理事長
mst21786@fc.ritsumei.ac.jp

I. はじめに

合気道とは、近代武道の一つで、その詳細は武道憲章に述べられている。武道憲章の中で述べられている九つの武道の中で、唯一、合気道は試合を行わない。つまり、相手との優劣という相対的な価値観よりも、相手と共生することに主眼を置いたものだと言える。活動では、勝ち負けを競うために技量を磨くことを目的とせず、技量を修得し練磨する過程で、相手を思いやる心や人格の形成、健康増進・維持を行い、加えて、武道の視点から日本の歴史や文化を学ぶこと目的としている。市井での合気道の活動は、学校・職場という枠組みとは別に、町道場という形で、地域社会との接点を持つ機会を広く提供し、社会貢献、助け合いの精神を醸成することも目指している。

合気道の町道場の参加者（会員）の年齢層は、小学生から大学生までの学生よりも、社会人比率が圧倒的に高く、しかも、10年、20年と生涯に渡り活動が続ける者が大半である。そのため、学校教育という枠組みに当てはめることは困難であり、社会教育（生涯学習）¹⁾として考えることが適切である。

日本の人口の現状は、出生率が低下し、平均寿命は長い。そのため、人口分布は、釣り鐘型から旗竿型へと変化している。学校教育を必要²⁾とする若者層は減少の一途をたどり、高齢者層の介護福祉といった需要が高まっている。このような社会の変化が注目されるようになってきた中で、年齢層では中間にあたる、いわゆる働き盛り世代自身の社会での活動に対する注目度が低いのが現状であり、まさにこれが、社会教育に関する関心の低さに直結していると私は考えている。

社会教育を確立することによって、働き盛り層——納税者層とも言える——に対する政策（行政支援）をさらに充実させることが喫緊の課題である。

II. 社会教育と学校教育

1. 社会教育と学校教育の比較

社会教育を理解するために、学校教育（学校での教育活動）と社会教育（一般市民が行う活動）について、改めて比較検討した結果を表1に示す。

表1 社会教育と学校教育との比較

	社会教育	学校教育
関係法律	教育基本法 社会教育法	教育基本法 学校教育法
行政担当部署	教育委員会生涯学習課	教育委員会学校教育課
対象	主に成人	未成年が大半を占める
年齢層分布	社会人（高齢者まで）幅広い分布	20歳代前半まで、狭い分布
経験値	バラツキが大きい（初心者～玄人）	比較的浅い、同じような経験
在籍期間	数年間繰り返し、長期	学年単位（長くても数年間）
学習内容	年々進化（変化）が必要	毎年同じで繰り返しでも対応可
活動場所	少ない（不安定）	充足
活動資金	会費（自費）が大部分を占める	十分（公費、授業料）
事例	町道場、地元歴史研究会	小中学校～大学、専門学校
運営の主体者	市民	行政、学校法人
会員の区別	共に学び合う（自発的教育）	教える側と学ぶ側に分かれる

在籍者の年齢層が違っただけなく、経験値の違い（バラツキ）や在籍期間等、注目すべき点が多い。指導する立場からすると、社会教育では、対象を絞りづらく、指導法にさらなる工夫が必要になる。初心者に的を絞れば、経験者が飽きてくる。経験者が満足いく内容だけにすると、入門者（初心者）が集まらず閉鎖的な活動団体になる恐れがある。教育効果として、技量の向上だけ（効率だけ）に着目するならば、技量（経験値）に応じたクラス分けするとよい。しかしながら、年齢や経験値が違っただけで同時に一緒に活動することで生まれる対話能力や社会との協調性を育むためには、幅広い者が仲間として一緒に同時に学べる環境が大切だと考える。これが、社会教育の重要性の一つだと言える。また、一般的な社会教育の団体の多くは、規模が小さく、また、スタッフ（指導者等）も多くない。運営面から見ても、技量に応じたクラス分けは困難な場合が多い。

地域社会における市民の教育活動とは言えるが、社会教育にも学校教育にも「属さない教育活動」が存在する。

社会教育とは、①営利目的ではなく、②一般市民に広く門戸を開いており、③継続的・計画的に活動しており、④社会教育活動を主たる生業（主たる収入源）にしていないことが必須だと考える。この観点から、社会教育と同一視されやすいが、以下のような活動は、社会教育とは区別して考えなければならない。

表2 社会教育とは区別されるべき教育活動

営利目的の活動	学習塾、パソコンスクール等
門戸を一般に開いていない活動	学生時代の友達だけで構成しているグループ（OBOG会等）、ご近所の仲良しクラブ等
継続的な活動計画が無い活動	短期間（数回）の講習会、セミナー等
生業となる場合を含む活動	NPO法人（後述、Ⅲ. 2. (e)）

2. 社会教育関連団体の認定

社会教育法において、社会教育に関する活動団体を社会教育関連団体として定義し、行政は、その支援を行うことが示されている。

市民活動における社会教育を充実させるためにも、社会教育関連団体の認定を進め、支援することが行政に求められる。本来の行政手続きの姿は以下の順番（表3）が妥当なのだが、必ずしもそのようになっていないのが現実である。使う施設によって、行政の担当窓口が異なる場合や、最初の社会教育関連団体の認定すら不明確な場合もある。

表3 望ましい認定手順と支援

順番	項目
1	認定要件を市民に明示する。上述した、該当しない活動との区別を明確化。
2	認定を判断する窓口は、当該団体の活動内容によらず、一元的に行う。
3	・活動内容に応じた支援窓口が対応する（例えば文化的活動団体なら公民館、体育活動団体なら体育館） ・活動の専門的な知識以外の一般的な知識の習得の機会の提供窓口

Ⅲ．現状の課題

1. 活動場所と活動機会（時間）の確保

市民活動が、社会教育として成り立つための要素として、以下の4項目が考えられる。

- ・一定数の参加者（会員）が集まること
- ・運営者（指導者）がいること
- ・安定した活動場所が確保できること
- ・合気道の場合の段位の認定など、自分の成長が客観的に見える仕組みがあること

これらの中で、一番の課題は「安定した活動場所の確保」だと考える。それ以外の3項目については、活動団体自身で解決できる問題であるが、活動場所の確保は行政の支援に頼る要素が大きい。

現状では、活動場所の絶対数が少ない上に、社会教育関連団体の認定が曖昧であるため、教育関連団体となり行政支援を受けるべき活動と、そうでない活動（上述）が、同一視され、前者の活動が十分に行えない事態になっている。たとえば、公的施設利用の際に、社会教育関連団体としての活動場所の確保や使用料金の減免、活動内容の広報などの支援が得られない場合がある。

行政の推し進める予約システムにも大きな問題を抱えていると考える。自動的に抽選できるシステムは一見すると、時代の流れに沿った公平なシステムにも思えるが、果たしてそうだろうか。例えば、団体1、団体2の二つがあり、施設A、施設Bの使用申請をする場合を考える。団体1は、施設A、Bどちらでも活動ができるから両方の施設使用を申し込み抽選に臨む。一方、団体2はその活動内容から施設Aでしか活動ができない。施設Bでは活動できない。この場合は、施設Aだけに使用申請して抽選に臨むことになる。それぞれの団体の活動機会（場所選択）という側面から見れば、公平でないことは一目瞭然である。また、上述したように、社会教育に関する団体とそうでない団体とが区別されずに、社会教育団体が十分に活動場所を確保することができないため、活動自体が停滞している。

行政は、施設使用団体を一元的に受け付け、団体としての公平性を担保する。制度設計の見直しと、抽選システムロジックの再構築が必要である。

社会教育に関わる団体の活動は、主に平日の夜や土日となる場合が多い。特に中小企業では、残業時間が多く、平日の夜だとしても活動に参加することが困難な場合も多い。

公共の体育館などは、平日昼間の使用率が低い。活動場所の確保や会場の有効活用の観点からしても、平日の昼間に社会教育活動ができるような工夫が必要である。リモートワークや在宅勤務が可能な社会になってきた。生業の業態に依存する点も多いが、仕事の業務効率を下げずに、平日の昼間に社会教育活動に参加することも不可能ではない。

企業においては、福利厚生の一つとして、社会教育活動に参加することを奨励してはどうだろうか。社員の気分転換になり企業のイメージアップにもつながり、少し長い目で見た場合、人手不足解消の一助にもなると思える。行政は、例えば、補助金などでその支援を行う。

活動場所と活動（機会）時間の確保が社会教育には、不可欠である。企業・社会教育団体（町道場など）・行政の三者が共同で取り組むべき社会課題だと考える。

2. 深掘りする必要のある論点

社会教育関連団体を考える上で、深掘りして議論すべき点が考えられる。

(a) 一つの活動が二つの側面を持つ場合、どちらを優先して考えるのか。例えば、サッカースポーツ少年団。スポーツ少年団とサッカー協会の下部組織の二つの側面がある。共に社会教育と言えるので、複数の面については考えなくても構わないのだろうか。不都合は存在しないだろうか。

(b) 中学の部活動とスポーツ少年団・地域の子供会。前者は学校教育、後者は社会教育である。しかしながら、後者の場合、指導者と教えられる側（児童・生徒）に分かれ、保護者との関わりも深い。この点では、学校教育である部活動と似通った活動形式である。対して、昨今の部活の状況を見ると、学校外部の指導員（専門家）が登用される場合や、部員不足・指導者不足から複数校合同での活動が行われている地域も増えてきた。部活動は、学校教育から社会教育（地域活動）へ移行し、スポーツ少年団・地域の子供会と合わせたような活動様式にすることが望ましいのではないか。もちろん、体育系の活動だけでなく、文科系の活動も同じように、社会教育として、地域の専門家に運営を委ねる時期に来ているのではないだろうか。

(c) 下部組織が、営利目的のカルチャーセンターやスクールと言われるものと、市民の自発的に結成された非営利団体が混在する場合、これらの上部組織を社会教育関連団体として取り扱っているのか。

(d) 社会教育関連団体が、企業などの営利目的の団体と提携する場合、運営の大半を営利目的の団体が担う活動（所謂、お任せ活動）、企業からの有償無償の支援、外部講師の招聘、物品の購入など営利目的に直結することもある。ある程度は、不可欠な要素だが、どこまでを OK / NG とするか。

(e) 上記、第2表に示す NPO が行う社会教育的な活動。活動に従事すること自体が生業に直結している人間（例えば、雇用関係のある専任のインストラクター）が含まれる場合も多く、また、組織としても法人格であるので、完全に独立して運営することが可能である。社会教育活動だとは言えるが、行政が支援対象とする社会教育関連団体とは区別すべきではないか。

以上のように、議論すべき点が多い。

3. 専門技術知識と汎用技術知識

社会教育では、注目している専門領域のほかに、汎用的な技術や知識が必要になる。

専門技術知識の客観的な判断指標として、資格（合気道の場合、級や段位等）認定がある。これは、それぞれの活動内容によって定められるべきものであって、現在においても十分に機能している。

一方、現代の社会教育にとって、一般的な必須項目である、①安全衛生、②社会責務（法的対応）、③指導方法といった汎用技術知識は、市民の自発的な活動においては、見逃されていることも多い。町道場では、活動に参加する者全員が、意識して一定程度の技術知識を身に付けていることが大切である。少なくとも、運営や指導を担当する立場の者にとっては、汎用技術知識は必須である。現代社会に適合した社会教育の推進のために、行政は、これらの汎用技術知識について最新情報を社会教育関連団体に提供し、市民団体が積極的に修得することを推し進めることが求められる。また、これらの技術知識を持った者が活動の先頭に立つことが必要であり、社会教育関連団体の認定の判断基準として考慮されることが望ましい。

Ⅳ. 学び直し（リスキリング）

リスキリングの目的は、企業に在籍する者が、①自身のキャリアアップのために、さらに技術を磨くために勉強する、②副業や将来の独立を目指して、企業に在籍しながら現在の生業とはまた別の領域を勉強する、③企業を退職した者が次の生業を求めて勉強する、の3種類に大別できる。

私が行っている、社会人を対象にした、DX や IoT に関するリスキリング講座の参加者を見ると、年齢層・経験値等々のばらつきが大きく、専門は全く異なるが、合気道の町道場での活動状況と非常に似ている。上記3項目をそれぞれ、合気道の町道場に当てはめると、①合気道をより深く探求する、②今まで楽しんできた内容（例えば音楽演奏）に加えて新たに合気道を修得する、③合気道の町道場に通うことで、地元生活地域に新たな友達を作る（人脈を作る）、と当てはめることができる。活動の方法は、リスキリングと町道場の両方の知見を互いに役立てることができる。

しかしながら、現状のリスキリングは、企業が行う営利目的の講座や、行政主導で行われる再就職支援等が大半で、市民の自発的な活動であることは少ない。この現状は、学校教育と社会教育の間に位置する教育環境とも言える。本来ならば、リスキリングは、市民が自発的に主体となり、その活動に対して行政が支援するといった建て付けになることが望ましい。

つまり、リスキリングは市民が自発的に行うことを前提として、その手法は、例えば、合気道の町道場の手法を参考にし、加えて、大学や専門機関の知識を活用できるようにし、全体の枠組みは行政が支援する。これが社会教育としてのリスキリングの望ましい姿であると私は考える。

Ⅴ. 地域社会との繋がり

地域社会において人間関係の希薄化が進み、特に中高年層では、生業の退職後の地域社会から孤立する要因³⁾となっている。家庭や仕事以外の活動が少ない場合、退職後に行う趣味的活動もなく、生きがいを探すことに苦慮することになる。退職してから探すよりも働き盛りのころから町道場に参加することにより、この課題の解消につながる事が期待できる。

マズローの欲求5段階（図1）に、社会教育である合気道の町道場を当てはめてみると、3段階である社会的欲求よりも高い部分である、自己実現欲求や承認欲求に相当する。

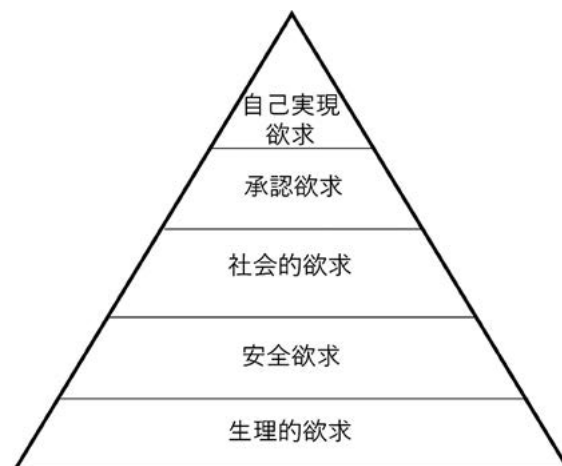


図1 マズローの欲求5段階

つまり、道場に通う前の状況である、生理的欲求、安全の欲求が満たされた後、次に、第3段目の社会的欲求である合気道の町道場へ通える環境が整い、自分自身も参加する気分になるのである。町道場へ通い始めて、次に求める社会的欲求とは何だろうか。それは、自分の居場所の発見にほかならない。町道場（社会教育の場）に長く在籍すると、自分にとって心地よい居場所が必ず見つかるのである。特に、合気道では、勝ち負け・優劣を競わないので、全員が同じ立ち位置に居られ、なおさら心地よいのである。心地よい居場所とは、自分に合った活動スタイルだと言える。町道場には、日々の合気道の稽古より、稽古の後の井戸端会議や懇親会の方が好みの御仁がおられる。私は、これも大いに歓迎している。合気道は対人関係を磨く場でもあるから、これも一つの学びのスタイルだと考えてよい。技量が上達することを喜ぶより、町道場に通う楽しさ享受できることの方が、社会教育にとっては大切だと思う。

この後、友達・仲間が増え、学んだこと・稽古したことが出来るようになると、さらに分らないことが増え、もっと学びたく・稽古したくなる。学校教育のようにカリキュラムが決まっているわけではない、自分の裁量で活動していけばよいのである。つまり、社会教育の場は、承認欲求、自己実現欲求へと、自由で積極的な学びの場となると考える。

地域社会との繋がりを考える上で、注目すべき活動として、総合型地域スポーツクラブ⁴⁾がある。特定の種目（競技）に偏らず、幅広く体育（スポーツ）に親しむことで、個人の健康増進と地域社会の共生を目指す活動だ。社会教育の場としても有望な活動形態だと言える。ここに、体育と対比した表現で用いられる文化、文化的な要素も加えて運営することを推奨すべきだと、私は考える。例えば、町道場で合気道の稽古を続けながら、武道を学び、戦国時代の近江（私の地元滋賀である）の歴史に思いを馳せる。私が稽古する町道場の一つが比叡山の麓の大津市坂本にある⁵⁾。比叡山延暦寺ゆかりの地で、明智光秀公の菩提寺の西教寺も近い。築城には必須の石垣づくりの穴太衆^{あのうしゅう}の里でもある。おのずと日本史に興味湧く。合気道で武道に接しながら地元の歴史も学べる。まさに、これが、社会教育・地域共生の目指すところだと思う。

このように、社会教育は、スポーツ（体育）活動、文化活動と区別せず、多角的で自発的な教育という切り口に加え、社会参画・福利厚生^{6),7)}という側面からも重要な活動であると言える。

マズローの三角形の上部にある心身の豊かさを求めるためにも、行政の担当部局は、教育委員会だけでなく、市民の福利厚生を担当する部局やその他の関連部署も横断的に対応できる体制を整えることが急務だと考える。

VI. むすび

私は、競争することを否定しない。むしろ、互いに競い合い切磋琢磨し、より高い技量を身に付けようと活動することには大いに賛成する。一方で、合気道のように優劣を競わない世界（価値観）も必要だと思う。競うことを目的としなければ、スポーツでよくある勝敗を決める競技会はない。現役引退という概念もなく、逆に一生涯現役とも言える。10年、20年と自分自身に合ったスタイルで稽古を続ける者も多い。

人生100年と言われる時代、生涯において学び続けることは、自己実現に向けて人生を豊かにする手段にほかならない。これが、人生100年間の生涯教育である。生涯教育では、年齢を重ねるにつれて、学校教育から社会教育へ、明確な境界を作るのではなくゆるやかに移行するのがよい。地

域社会との関わりも増えていく。学校教育は、自分の生涯の最初の20年前後の期間で、残りの80年は社会教育と言える。つまり、一人の人生にとって、学校教育よりも社会教育の方が接する時間が長いのである。これからの社会を豊かにするためには、今回取り上げた、合気道の町道場のように市民が自発的に行動し、地域に根ざした、学びたいことを自由に学べる環境を充実させることが、心豊かな市民生活にとって重要である。

多種多様な市民活動を、体育（スポーツ）活動、文化活動といったように二分して捉えるのではなく、「地域社会教育活動として一元的に考えることが第一」だ、と私は主張する。次に、行政は複数の部局間を跨ぎ横断的に連携し、市民の自発的な活動を奨励し、支援することが益々必要だと考える。

謝辞

この報告をまとめるに際し、公益社団法人大阪介護支援専門員協会理事の中辻朋博氏、元小学校長の田中滋規氏、滋賀県教育委員会生涯学習課の濱秀樹氏と意見交換させていただいた。この場を借りてお礼申し上げる。

注

- 1) 文部科学省生涯学習政策局社会教育課（2006）『新しい時代の社会教育』https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/shakai/06020706/all.pdf.
- 2) 中央教育審議会（2024）「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/mext_00001.html（2024年8月10日閲覧）.
- 3) 内閣府孤独・孤立対策推進本部（n.d.）「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（案）のポイント」https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/suishinhonbu/dai2/pdf/siryou1-1.pdf（2024年8月27日閲覧）.
- 4) JSPO（公益財団法人日本スポーツ協会）（n.d.）「総合型地域スポーツクラブ」<https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid67.html>（2024年8月10日閲覧）.
- 5) 「合気道平成会坂本道場」<https://heiseikai.xsrv.jp/sakamoto/>.
- 6) 厚生労働省（n.d.）「『地域共生社会』の実現に向けて」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html>（2024年8月27日閲覧）.
- 7) 株式会社 Ridilover（2023）「重層的支援体制整備事業『地域づくり』推進のための手引き：地域共生社会の実現に向けて」<https://www.mhlw.go.jp/content/chiikizukuritebiki-R4.pdf>（2024年8月27日閲覧）.